

ひたちなか市水道公告第7号

入札公告（電子入札）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年5月12日

ひたちなか市水道事業管理者 堀 川 滋

1 入札対象工事

- (1) 工事件名 東石川1丁目地内（その1）重要給水施設配水管布設工事
(R6国補重給施設第2号)
- (2) 工事場所 東石川1丁目地内 外2箇所
- (3) 工事概要 配水管布設工 G X形D I P $\Phi 300$ L=421.0m
G X形D I P $\Phi 200$ L= 14.5m
P E $\Phi 150$ L= 29.8m
P E $\Phi 100$ L= 8.4m
P E $\Phi 75$ L= 11.1m
P E $\Phi 50$ L= 9.6m
推進工 S T K $\Phi 600$ L= 6.5m
管挿入工 G X形D I P $\Phi 300$ L= 7.3m
仕切弁設置工 $\Phi 300$ N=3基
 $\Phi 200$ N=1基
 $\Phi 100$ N=1基
 $\Phi 75$ N=1基
空気弁設置工 N=1基
消火栓設置工 地下式単口消火栓 N=2基
給水管切替工 10件
- (4) 工 期 240日間
- (5) 予定価格 142,940,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (6) そ の 他 週休2日促進工事（発注者指定型）の対象工事

2 入札参加形態

ひたちなか市建設工事共同企業体取扱要綱（平成6年告示第101号。以下「共同企業体要綱」という。）に定める**特定建設工事共同企業体を結成するもの**とし、特定建設工事共同企業体の構成員は、2構成員（代表構成員、構成員）とする。出資比率は30%以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

3 一般競争入札参加資格

一般競争入札の参加者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) ひたちなか市内に本社を有する者であること。

- (2) ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成6年告示第5号。以下「入札参加資格選定要綱」という。）第16条に規定する令和7年度建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づくひたちなか市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は、この入札に参加できない。ただし、更正手続開始後又は再生計画の認可決定が確定した後にひたちなか市水道事業管理者が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。
- (5) ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成6年告示第6号）又はひたちなか市水道事業建設工事請負業者等入札参加指名停止基準（平成6年水道部訓令第2号）に基づく指名停止の措置を、この公告の日から入札の日までの間のいずれの日にも受けていない者であること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営審査を受けている者であり、その審査基準日は契約締結日から1年7箇月以内であること。
- (7) 特定建設工事共同企業体の代表構成員にあつては、名簿における水道施設工事の総合点数が720点以上の者で、かつ、次の条件をすべて満たす者であること。
- ア ひたちなか市水道事業所指定給水装置工事事業者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を有し、建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。ただし、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 平成27年度以降に国又は地方公共団体等が発注した、公道上における口径75mm以上の上水道の導・送・配水管の布設工事、布設替工事と同種の工事を元請として完成し、引渡しが完了した実績を有する者であること。
- エ 配管技能者（ひたちなか市水道事業配管技能者の配置要件に関する基準（ひたちなか市水道訓令第1号）に定める配管技能者をいう。）として、次に掲げる資格以上の者を適切に配置できること。
- (ア) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能登録「耐震継手」
- (イ) これらと同等以上の技能を有するとひたちなか市水道事業管理者が認める資格
- (8) 特定建設工事共同企業体の代表構成員以外の構成員にあつては、名簿における水道施設工事の総合点数が670点以上の者で、かつ、次の条件をすべて満たす者であること。
- ア ひたちなか市水道事業所指定給水装置工事事業者であること。
- イ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること
- ウ 平成27年度以降に国又は地方公共団体等が発注した、公道上における口径75mm以上の上水道の導・送・配水管の布設工事、布設替工事と同種の工事を元請として完成し、引渡しが完了した実績を有する者であること。
- エ 配管技能者（ひたちなか市水道事業配管技能者の配置要件に関する基準（ひたちなか市水道訓令第1号）に定める配管技能者をいう。）として、次に掲げる資格以上の者を適

切に配置できること。

(ア) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習受講証を有する者

(イ) これらと同等以上の技能を有するとひたちなか市水道事業管理者が認める資格

(9) 技術者については、引き続き3箇月以上の雇用関係にあることを確認できる次のいずれかの書類の写し及び必要な資格を有することを証する書類の写しを入札後に提出すること。

ア 技術職員名簿（県土木部監理課の受付印があるもの）

イ 監理技術者資格証

ウ 健康保険被保険者証

エ その他引き続き3箇月以上の雇用関係にあることを証明できる書類

(10) ひたちなか市水道事業が発注した同種工事において施工実績がある場合、工事成績評定点（ひたちなか市水道建設工事成績評定要綱の規定により採点された評定点をいう。）の令和6年度分の平均点数及び令和7年度の点数が全て60点以上の点数であること。

(11) ひたちなか市の市税を滞納していないこと。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次により資格確認を申請しなければならない。

(1) 申請する書類（以下これらを「申請書等」という。）

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）（様式第1号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）

(2) 申請受付期限及び場所

ア 受付期限 令和7年5月29日 正午まで

イ 受付場所 ひたちなか市水道事業所総務課

申請書等は持参とし、郵送及び電送は受け付けない。

ウ 申請に関する説明会は開催しない。

(3) その他

ア 申請書等の様式は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

イ 申請書等の作成費用は、参加希望者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しないものとする。

5 入札参加申請等

(1) 入札方法は電子入札システム（以下「システム」という。）による。

(2) 入札参加申請は、令和7年5月13日から令和7年5月29日の午前9時から午後5時までにシステムにより行うこと。ただし、システムにより難しい場合には、紙入札参加届出書及び一般競争入札参加資格審査申請書を提出すること。

6 設計図書の閲覧又は貸与

(1) 設計図書は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

(2) 書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。

ア 期 間 令和7年5月12日から令和7年6月3日まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 場 所 ひたちなか市水道事業所総務課

ウ 貸 与 貸与は原則として1回を限度とし、1回につき1日を限度とする。

- (3) 設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き、令和7年5月29日正午までに、質疑応答書により、ひたちなか市水道事業所総務課にファックス又は持参により提出するものとする。
- (4) (3)の質問に対する回答は令和7年5月30日にひたちなか市水道事業所ホームページに掲載する。

7 現場説明会

現場説明会は行わない。

8 入札書の提出

- (1) 入札書は、令和7年5月30日から令和7年6月3日の午前9時から午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加届出書を提出している場合は、郵送（一般書留、簡易書留及び配達証明に限る。）又は持参により提出すること。入札書を郵送又は持参で提出する場合は、令和7年6月3日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。
- (2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、ひたちなか市水道事業管理者の指示によるものとする。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、ひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）、ひたちなか市水道事業会計規程（平成6年水道部規程第7号）その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは認めない。
- (6) 最低制限価格は設定しない。

9 工事費等内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。作成方法等は、ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準、ひたちなか市工事費等内訳書注意事項、ひたちなか市水道事業所の入札内訳書の様式例等による。
- (2) 提出方法は、システムにより入札書に電子ファイルで添付すること。なお、事前に承諾を得た場合には郵送（一般書留、簡易書留及び配達証明に限る。）又は持参により提出できるものとする。工事費等内訳書を郵送又は持参で提出する場合は、令和7年6月3日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

10 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和7年6月4日 午前9時30分
- (2) 場 所 ひたちなか市水道事業所 2階 会議室
- (3) 入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

11 落札候補者等の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) (1)の場合において、最低の価格を提示した者が2人以上あるときは、システムのくじ

により落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

- (3) 落札候補者の入札価格がひたちなか市水道事業低入札価格取扱要綱（平成11年水道部訓令第5号。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格を下回った場合は、同第6条に規定する調査を実施する。
- (4) 本工事については、調査実施前に低入札価格取扱要綱第4条第1項に規定する数値的判断基準による判定を行う。

1.2 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、入札終了後、下記の入札参加資格審査書類をファックスまたは持参により提出すること。ただし、入札参加申請時にシステムにより提出している場合は除く。

審査書類の作成費用は落札候補者等の負担とし、提出された審査書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 上記3-(9)に規定する技術者に関する書類
- イ 主任（監理）・管理技術者配置予定調書（様式第2号）
- ウ 施工等実績調書（様式第3号）

(2) 提出期限

- ア 日 時 令和7年6月4日 午後5時まで
ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。
- イ 提出先 ひたちなか市水道事業所総務課

1.3 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の資格審査を提出された書類により行う。
- (2) 資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。
- (3) 資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格の資格審査を行う。この資格審査は、落札者が決定するまで行う。

1.4 入札保証金

入札保証金は免除する。

1.5 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。
- (2) 次に掲げるいずれかの保証を付すこと。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
 - ウ 銀行等又は保証事業会社の保証
 - エ 公共工事履行保証証券による保証
 - オ 履行保証保険契約の締結

1.6 契約条件

落札候補者は、契約に当たって、市税の納税証明書（未納がないことの証明）を提出する。

1.7 前払金

前払金は、ひたちなか市水道事業建設工事執行規程（平成6年水道部規程第12号）第35条の規定に基づき請求できる。ただし、その額は、当該請負金額の4割を超えない範囲内とする。

1.8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準第6に該当した場合
以下参考：ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準抜粋

(入札の無効)

第6 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書が未提出の場合
 - (2) 提出された内訳書が未記載である場合
 - (3) 工事（委託）名を確認できない場合
 - (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合
 - (5) 提出された内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合において、必要があると認められるときは、当該内訳書を提出した者に説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否したとき。
- (2) ひたちなか市水道事業管理者の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とを重複して行った場合
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

19 その他

- (1) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (2) 入札した者は、入札後この公告及び設計図書等について不明等を理由として、異議の申し立てをすることはできない。
- (3) その他詳細不明の点についての照会先

ひたちなか市水道事業所総務課

電話番号 029-273-0111（内線13）

ファックス番号 029-265-9535